

令和8年度糸魚川市社会福祉施設物価高騰対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、各種物価高騰下において、必要な介護・障害サービスを安定的に提供するため、事業所等における施設光熱水費、訪問送迎車両燃料費、食材料費その他施設の運営に必要な経費の一部について、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げる事業所を市内で開設する運営法人を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 規則第4条第3項各号に掲げる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する業種の営業を行う事業者又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者
- (3) 事業申請日又は補助金交付決定日の時点で、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者
- (4) 令和8年度糸魚川市医療機関物価高騰対策事業の対象である病院又は介護保険法（平成9年法律第123号）のみなし指定により居宅療養管理指導を行う診療所又は薬局

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に支出が見込まれる次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 施設光熱水費 施設の冷暖房、照明その他設備機器等に係る電気、ガス、灯油代等及び施設の上下水道代
- (2) 車両燃料費 利用者宅への訪問及び送迎に用いる車両の燃料費
- (3) 食材料費 利用者に提供する食事の原材料費（別表における訪問系及び相談

系サービスを除く。)

- (4) 消耗品費、材料費、被服費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、借料、損料、委託費、工事費、施設修繕費、備品修繕費、その他市長が施設の運営に必要と認める経費。ただし、人件費、公租公課、財産及び備品取得費並びに減価償却費を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条各号に定める補助対象経費にかかる令和8年4月1日から6月30日までに支出した額を3倍した合計額の3パーセントの額と別表に定める基準単価とを比較して低い額とする。

- 2 前項の場合において、補助対象経費の支出に充てることを目的とした寄附金その他この補助金以外の補助金等の収入がある場合は、前項の規定により算出した額から当該収入額を控除する。

- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請兼実績報告)

第5条 補助金の交付を申請する者は、糸魚川市社会福祉施設物価高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式)を令和8年9月11日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定額の調整)

第6条 市長は、前条の規定による申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。この場合において、本事業全体の補助金の交付申請額が市の予算の範囲を超えるときは、各申請者の交付申請額と別表に定める基準単価を基に、各申請者の交付決定額を調整することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年7月15日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 規則第 14 条の規定による補助金の返還については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。